

答申第328号
令和4年6月22日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱口 弘太郎



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和4年6月22日付け岐阜市福障第358号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和3年内閣府・総務省令第3号）が公布・施行されたことに伴い、マイナポータル（マイナンバーカードを利用して自宅のパソコン等からオンライン申請や行政機関等が保有する自己情報の閲覧・取得等ができる自分専用のサイトをいう。以下同じ。）により自己情報として療育手帳の情報を取得することが可能となった。

マイナポータルにおける本人への療育手帳の情報の開示は、同手帳交付事務を行う岐阜県（以下「県」という。）が行うものであり、DVや虐待等の被害により支援措置等を受ける療育手帳所持者等（以下「対象者」という。）の当該情報については、対象者のマイナンバーカードを所有する加害者が当該情報を閲覧し、対象者の避難先に係る情報が伝わることを防ぐため、国通知に基づき、県が開示設定を行うことが必要である。

県は、マイナポータルにおける対象者の療育手帳の情報の不開示設定を行うため、本市に対し、対象者の情報（以下「本件個人情報」という。）の提供を求めた。本市は、その求めに応じ、条例第10条第2項第6号の規定により、本件個人情報を提供する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

本市においてDVや虐待等により支援措置の対象となっている者であって、次に掲げるものの氏名及び療育手帳番号

- (1) 療育手帳を所持している者
- (2) 新規に療育手帳の申請手続をしている者

(3) 本市において療育手帳の返還の届出をした者

3 意見

適当なものと認める。